７　公営企業職員の状況

(1)　水道事業

①　職員給与費の状況

ア　決算

区 分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B／A	（参考） 平成２９年度の総費用に占める職員給与費比率
平成３０年度	31,085,604 千円	2,967,452 千円	4,353,425 千円	14.0%	12.6%

（注）資本勘定支弁職員に係る職員給与費 680,641 千円を含みません。

区　分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)政令指定都市平均一人当たり給与費
		給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計　B		
平成３０年度	552 人	2,185,367 千円	775,877 千円	1,021,940 千円	3,983,184 千円	7,216 千円	6,775 千円

（注）職員手当には退職給与金を含みません。

イ　特記事項

なし

②　職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成３１年４月１日現在）

区　分	平均年齢	基本給	平均月収額
水道事業	45.3歳	400,391円	601,168円
政令指定都市平均（水道事業）	45.3歳	368,076円	563,688円

（注１）　基本給は、「給料」「扶養手当」「地域手当」の合算額です。

（注２）　平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③　職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当

水道事業	普通会計関係
１人当たり平均支給額（平成３０年度） １，８５１，３４０円	１人当たり平均支給額（平成３０年度） １，８７２，７５４円
（平成３０年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.60 月分　1.85 月分 （1.45 月分）（0.90 月分）	（平成３０年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.60 月分　1.85 月分 （1.45 月分）（0.90 月分）
（加算措置の状況） ・役職加算　５～２０％ ・管理職加算　管理職手当の月額の１０～２０％に相当する額	（加算措置の状況） ・役職加算　５～２０％ ・管理職加算　管理職手当の月額又は給料月額の１０～１５％に相当する額

（注１）（　）内は、再任用職員に係る支給割合です。

（注２）　普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

イ　退職手当（平成３１年４月１日現在）

区　分		水道事業		普通会計関係	
		自己都合	定年・勧奨	自己都合	定年・勧奨
支給率	勤続２０年	１９．５７９月	２６．１９４月	１９．５７９月	２６．１９４月
	勤続２５年	２８．４７９月	３６．４４４月	２８．４７９月	３６．４４４月
	勤続３５年	４０．２７９月	４７．７０９月	４０．２７９月	４７．７０９月
	最高限度額	４７．７０９月	４７．７０９月	４７．７０９月	４７．７０９月
定年前早期退職者に対する加算措置		退職時給料月額を２～２０％加算する。		退職時給料月額を２～２０％加算する。	
定年・勧奨退職した職員 一人当たりの平均支給額		平成３０年度 １，９２９万円		平成３０年度 ２，１１３万円	

（注１）退職手当の１人当たり平均支給額は、平成３０年度に退職した職員に支給された平均額です。

（注２）　普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

ウ　地域手当（平成３１年４月１日現在）

支 給 実 績（平成３０年度決算）		３６５，９８０千円	
支給職員１人当たり平均支給年額（平成３０年度決算）		６６３，００８　円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
川崎市	１６％	５５２人	１６％

エ　特殊勤務手当（平成３１年４月１日現在）

支給総額（平成３０年度決算）	１５，９６８千円
支給職員１人当たり平均支給年額（平成３０年度決算）	５２，５５３　円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成３０年度）	５１％
手当の種類（手当数）	３種類

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（平成３０年度決	左記職員に対する支給単価
作業手当	水道整備課、第２配水工事事務所及び第３配水工事事務所の工務係、工事係及び漏水防止係の技能職員又は業務職員が当該職務に係る作業に従事したとき（同日中に従事した作業が作業手当丙額の支給の対象となるときを除く。）。		6,080 千円	従事した日１日につき 甲額　３３０円
	１　水道施設管理課施設維持担当の職員、水運用センター管理係員並びに浄水課及び生田浄水場の浄水係員が当該職務に係る作業に従事したとき。 ２　水道水質課及び浄水課水質係の職員が水質試験又は水質検査に従事したとき。 ３　水道整備課、第２配水工事事務所及び第３配水工事事務所の工務係、工事係及び漏水防止係の技能職員及び業務職員並びに下水道部の職員以外の職員がずい道坑内又は大口径管内での作業に従事したとき（同日中に従事した作業が作業手当丙額の支給の対象となるときを除く。）。		2,284 千円	従事した日１日につき 乙額　２８０円
	サービスセンター給水管理係、給水装置課メーター管理担当、水道整備課の整備係、工務係、工事係及び漏水防止係並びに第２配水工事事務所及び第３配水工事事務所の工務係、工事係及び漏水防止係の技術職員、技能職員又は業務職員が午後 10 時から午前５時までの時間帯のうち３時間		3,182 千円	従事した日１日につき 丙額 ９９０円 （技術職員については６６０円）

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（平成３０年度決	左記職員に対する支給単価
	を超えて屋外作業に従事したとき（夜勤及び応援勤務として従事したときを除く。）。			
交替勤務手当	水道整備課、第２配水工事事務所、第３配水工事事務所、水運用センター、浄水課及び生田浄水場の交替制勤務職員		3,060 千円	夜勤１回につき９５０円
滞納整理手当	滞納整理のため出張し業務に従事したとき。		110 千円	従事した日１日につき８００円
災害応急作業等派遣手当	災害対策基本法第２条第１号に掲げる災害が発生した国内の本市の区域以外の地域（以下「災害発生地域」という。）に派遣され、災害応急対策又は災害復旧のための作業の業務（本市と当該災害発生地域との間及び当該災害発生地域における車両等の運転の業務を含む。）に従事したとき（当該災害発生地域を管轄する他の地方公共団体から当該業務に対する給与その他の給付の支給を受けるときを除く。）。		－千円	従事した日１日につき９１０円（ただし、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 63 条第１項に規定する警戒区域その他これに類する区域等において当該業務に従事したときは、1,820 円）

オ　時間外勤務手当

支給実績（平成３０年度決算）	１９４，７８４千円
職員１人当たり平均支給年額（平成３０年度決算）	３７３，５０７　円
支給実績（平成２９年度決算）	１９８，９７８千円
職員１人当たり平均支給年額（平成２９年度決算）	３７９，３６８　円

（注１）　時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

（注２）　職員１人あたり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成３０年度（平成２９年度）決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ　その他の手当（平成３１年４月１日現在）

手当名	内容（支給対象等）	手当額又は支給率	一般行政職との異同	異なる内容	支給実績（平成３０年度決算）	支給職員１人当たり平均支給年額（平成３０年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。	・配偶者　9,800 円 ・子　9,000 円 ・父母等　7,000 円 ・配偶者のない職員の扶養親族としての子のうち１人　10,700 円 ・配偶者及び扶養親族としての子がない職員の父母等のうち１人　8,700 円 ・15 歳以上 22 歳未満の	同じ	―	76,207千円	270,078 円

手当名	内容（支給対象等）	手当額又は支給率	一般行政職との異同	異なる内容	支給実績（平成３０年度決算）	支給職員１人当たり平均支給年額（平成３０年度決算）
		加算 5,000 円				
住居手当	自ら居住するため住宅を借り受け、家賃等を支払っている職員に支給する。	・31 歳未満 23,900 円 ・31 歳以上 40 歳以下 16,500 円 ・41 歳以上 12,300 円	同じ	―	19,176 千円	214,400 円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用しその運賃等を負担することを常例とする職員、自動車等を使用することを常例とする職員に支給する。	・交通機関を利用の場合は 55,000 円を限度とし運賃相当額。 ・自動車等を使用の場合は距離に応じて 2,000 円～31,600 円 ・併用の場合は 55,000 円を限度とし、両方を加算した金額。	同じ	―	61,433 千円	121,891 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時まで勤務する職員に支給する。	勤務１時間当たりの給与額 ×100分の25 ×勤務時間（実働時間）	同じ	―	14,536 千円	251,012 円
管理職手当（国では俸給の特別調整額）	管理又は監督の地位にある者に支給する。	職位に応じて、 73,700円～111,300円	同じ	―	28,062 千円	967,655 円

(2)　工業用水道事業

①　職員給与費の状況

ア　決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B／A	（参考） 平成２９年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成３０年度	6,845,080 千円	1,179,137 千円	668,813 千円	9.8%	11.1%

（注）資本勘定支弁職員に係る職員給与費 54,488 千円を含みません。

区　分	職員数 A	給与費				（参考）一人当たり給与費 B/A	（参考）政令指定都市平均一人当たり給与費
		給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計　B		
平成３０年度	86 人	337,006 千円	105,968 千円	148,790 千円	591,764 千円	6,881 千円	6,872 千円

（注）職員手当には退職給与金を含みません。

イ　特記事項

なし

②　職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成３１年４月１日現在）

区　分	平均年齢	基本給	平均月収額
工業用水道事業	46.4歳	379,228円	563,225円
政令指定都市平均（工業用水道事業）	47.5歳	379,977円	571,058円

（注１）　基本給は、「給料」「扶養手当」「地域手当」の合算額です。

（注２）　平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③　職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当

工業用水道事業	普通会計関係
１人当たり平均支給額（平成３０年度） １，７３０，１１１円	１人当たり平均支給額（平成３０年度） １，８７２，７５４円
（平成３０年度支給割合） 期末手当　2.60 月分（1.45 月分） 勤勉手当　1.85 月分（0.90 月分）	（平成３０年度支給割合） 期末手当　2.60 月分（1.45 月分） 勤勉手当　1.85 月分（0.90 月分）
（加算措置の状況） ・役職加算　５～２０％ ・管理職加算　管理職手当の月額の１０～２０％に相当する額	（加算措置の状況） ・役職加算　５～２０％ ・管理職加算　管理職手当の月額又は給料月額の１０～１５％に相当する額

（注１）　（　）内は、再任用職員に係る支給割合です。

（注２）　普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

イ　退職手当（平成３１年４月１日現在）

区　分		工業用水道事業		普通会計関係	
		自己都合	定年・勧奨	自己都合	定年・勧奨
支給率	勤続２０年	１９．５７９月	２６．１９４月	１９．５７９月	２６．１９４月
	勤続２５年	２８．４７９月	３６．４４４月	２８．４７９月	３６．４４４月
	勤続３５年	４０．２７９月	４７．７０９月	４０．２７９月	４７．７０９月
	最高限度額	４７．７０９月	４７．７０９月	４７．７０９月	４７．７０９月
定年前早期退職者に対する加算措置		退職時給料月額を２～２０％加算する。		退職時給料月額を２～２０％加算する。	
定年・勧奨退職した職員 一人当たりの平均支給額		平成３０年度 １，９６２万円		平成３０年度 ２，１１３万円	

（注１）退職手当の１人当たり平均支給額は、平成３０年度に退職した職員に支給された平均額です。

（注２）普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

ウ　地域手当（平成３１年４月１日現在）

支 給 実 績（平成３０年度決算）		５６，４６２千円	
支給職員１人当たり平均支給年額（平成３０年度決算）		６５６，５３４　円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
川崎市	１６％	８６人	１６％

エ　特殊勤務手当（平成３１年４月１日現在）

支給総額（平成３０年度決算）	２，４１５千円
支給職員１人当たり平均支給年額（平成３０年度決算）	４５，５５３　円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成３０年度）	５９．３％
手当の種類（手当数）	２種類

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成３０年度決算)	左記職員に対する支給単価
作業手当	水道整備課、第２配水工事事務所及び第３配水工事事務所の工務係、工事係及び漏水防止係の技能職員又は業務職員が当該職務に係る作業に従事したとき（同日中に従事した作業が作業手当丙額の支給の対象となるときを除く。）。		217 千円	従事した日１日につき 甲額　３３０円
	１　水道施設管理課施設維持担当の職員、水運用センター管理係員並びに浄水課及び生田浄水場の浄水係員が当該職務に係る作業に従事したとき。 ２　水道水質課及び浄水課水質係の職員が水質試験又は水質検査に従事したとき。 ３　水道整備課、第２配水工事事務所及び第３配水工事事務所の工務係、工事係及び漏水防止係の技能職員及び業務職員並びに下水道部の職員以外の職員がずい道坑内又は大口径管内での作業に従事したとき（同日中に従事した作業が作業手当丙額の支給の対象となるときを除く。）。		1,116 千円	従事した日１日につき 乙額　２８０円
	サービスセンター給水管理係、給水装置課メーター管理担当、水道整備課の整備係、工務係、工事係及び漏水防止係並びに第２配水工事事務所及び第３配水工事事務所の工務係、工事係及び漏水防止係の技術職員、技能職		73 千円	従事した日１日につき 丙額 ９９０円 （技術職員については６６０円）

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成３０年度決算)	左記職員に対する支給単価
	員又は業務職員が午後 10 時から午前５時までの時間帯のうち３時間を超えて屋外作業に従事したとき（夜勤及び応援勤務として従事したときを除く。）。			
交替勤務手当	水道整備課、第２配水工事事務所、第３配水工事事務所、水運用センター、浄水課及び生田浄水場の交替制勤務職員		917 千円	夜勤１回につき ９５０円
災害応急作業等派遣手当	災害対策基本法第２条第１号に掲げる災害が発生した国内の本市の区域以外の地域（以下「災害発生地域」という。）に派遣され、災害応急対策又は災害復旧のための作業の業務（本市と当該災害発生地域との間及び当該災害発生地域における車両等の運転の業務を含む。）に従事したとき（当該災害発生地域を管轄する他の地方公共団体から当該業務に対する給与その他の給付の支給を受けるときを除く。）。		－千円	従事した日１日につき９１０円（ただし、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 63 条第１項に規定する警戒区域その他これに類する区域等において当該業務に従事したときは、1,820 円）

オ　時間外勤務手当

支給実績（平成３０年度決算）	１８，０７７千円
職員１人当たり平均支給年額（平成３０年度決算）	２２８，８１９　円
支給実績（平成２９年度決算）	１９９，０９９千円
職員１人当たり平均支給年額（平成２９年度決算）	２８６，６１８　円

（注１）　時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

（注２）　職員１人あたり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成３０年度（平成２９年度）決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ　その他の手当（平成３１年４月１日現在）

手当名	内容（支給対象等）	手当額又は支給率	一般行政職との異同	異なる内容	支給実績 (平成３０年度決算)	支給職員１人当たり平均支給年額 (平成３０年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。	・配偶者　9,800 円 ・子　9,000 円 ・父母等　7,000 円 ・配偶者のない職員の扶養親族としての子のうち１人　10,700 円 ・配偶者及び扶養親族としての子がない職員の父母等のうち１人　8,700 円 ・15 歳以上 22 歳未満の加算　5,000 円	同じ	—	9,011 千円	217,575 円

手当名	内容（支給対象等）	手当額又は支給率	一般行政職との異同	異なる内容	支給実績（平成３０年度決算）	支給職員１人当たり平均支給年額（平成３０年度決算）
住居手当	自ら居住するため住宅を借り受け、家賃等を支払っている職員に支給する。	・31 歳未満 23,900 円 ・31 歳以上 40 歳以下 16,500 円 ・41 歳以上 12,300 円	同じ	―	4,164 千円	214,400 円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用しその運賃等を負担することを常例とする職員、自動車等を使用することを常例とする職員に支給する。	・交通機関を利用の場合は 55,000 円を限度とし運賃相当額。 ・自動車等を使用の場合は距離に応じて 2,000 円～31,600 円 ・併用の場合は 55,000 円を限度とし、両方を加算した金額。	同じ	―	9,281 千円	117,485 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時まで勤務する職員に支給する。	勤務１時間当たりの給与額 ×100分の25 ×勤務時間（実働時間）	同じ	―	3,652 千円	212,578 円
管理職手当（国では俸給の特別調整額）	管理又は監督の地位にある者に支給する。	職位に応じて、 73,700円～111,300円	同じ	―	6,546 千円	935,143 円

(3)　下水道事業

①　職員給与費の状況

ア　決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B／A	（参考） 平成２９年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成３０年度	38,567,321 千円	3,858,210 千円	3,315,561 千円	8.6%	8.3%

（注）資本勘定支弁職員に係る職員給与費 740,858 千円を含みません。

区　分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)政令指定都市平均一人当たり給与費
		給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計　B		
平成３０年度	413 人	1,523,476 千円	546,163 千円	687,362 千円	2,757,001 千円	6,676 千円	6,742 千円

（注）職員手当には退職給与金を含みません。

イ　特記事項

なし

②　職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成３１年４月１日現在）

区　分	平均年齢	基本給	平均月収額
下水道事業	42.8歳	365,487円	560,995円
政令指定都市平均（下水道事業）	43.6歳	366,082円	560,811円

（注１）　基本給は、「給料」「扶養手当」「地域手当」の合算額です。

（注２）　平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③　職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当

下水道事業	普通会計関係
１人当たり平均支給額（平成３０年度） １，６６４，３１４円	１人当たり平均支給額（平成３０年度） １，８７２，７５４円
（平成３０年度支給割合） 期末手当　2.60 月分　(1.45 月分) 勤勉手当　1.85 月分　(0.90 月分)	（平成３０年度支給割合） 期末手当　2.60 月分　(1.45 月分) 勤勉手当　1.85 月分　(0.90 月分)
（加算措置の状況） ・役職加算　５～２０％ ・管理職加算　管理職手当の月額の１０～２０％に相当する額	（加算措置の状況） ・役職加算　５～２０％ ・管理職加算　管理職手当の月額又は給料月額の１０～１５％に相当する額

（注１）（　）内は、再任用職員に係る支給割合です。

（注２）　普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

イ　退職手当（平成３１年４月１日現在）

区　分		下水道事業		普通会計関係	
		自己都合	定年・勧奨	自己都合	定年・勧奨
支給率	勤続２０年	１９．５７９月	２６．１９４月	１９．５７９月	２６．１９４月
	勤続２５年	２８．４７９月	３６．４４４月	２８．４７９月	３６．４４４月
	勤続３５年	４０．２７９月	４７．７０９月	４０．２７９月	４７．７０９月
	最高限度額	４７．７０９月	４７．７０９月	４７．７０９月	４７．７０９月
定年前早期退職者に対する加算措置		退職時給料月額を２～２０％加算する。		退職時給料月額を２～２０％加算する。	
定年・勧奨退職した職員一人当たりの平均支給額		平成３０年度 ２，０１６万円		平成３０年度 ２，１１３万円	

（注１）退職手当の１人当たり平均支給額は、平成３０年度に退職した職員に支給された平均額です。
（注２）普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

ウ　地域手当（平成３１年４月１日現在）

支 給 実 績（平成３０年度決算）			２５５，８１４千円
支給職員１人当たり平均支給年額（平成３０年度決算）			６１９，４０５　円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
川崎市	１６％	４１３人	１６％

エ　特殊勤務手当（平成３１年４月１日現在）

支給総額（平成３０年度決算）	１６，１８８千円
支給職員１人当たり平均支給年額（平成３０年度決算）	７６，３５７　円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成３０年度）	５１．３３%
手当の種類（手当数）	４種類

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（平成３０年度決算）	左記職員に対する支給単価
夜間特殊業務手当	水処理センター（麻生水処理センターを除く。）の職員が正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜において行われる設備の保守、管理等にかかわる緊急の対応の業務に従事したとき。		133 千円	勤務１回につき ６５０円
用地等折衝業務手当	下水道部の職員が土地の取得、処分、収用若しくは使用、支障物等の取得、移転若しくは除去又はこれらに伴う損失補償等のため出張して行う住民等との折衝の業務に従事したとき。		0 千円	従事した日１日につき １４０円
汚泥処理業務等手当	入江崎総合スラッジセンター設備係の職員が汚泥等に接触してその処理を行う業務に従事したとき。		696 千円	従事した日１日につき 甲額 ７５０円
	下水道水質課の職員（工場廃水指導の業務に従事する職員を除く。）又は水処理センター、入江崎総合スラッジセンター管理係、下水道管理事務所若しくは下水道事務所管理課の職員が汚泥等に接触してその処理を行う業務又は毒物若しくは劇物を使用した理化学試験若しくは検査の業務に従事したとき。		13,900 千円	従事した日１日につき 乙額 ５００円
危険作業手当	下水道部の職員が地上又は水面上１０メートル以上の足場が不安定な箇所において行う業務に従事したとき。		0 千円	従事した日１日につき 甲額３００円

	下水道水質課の職員が毒物又は劇物を使用した試験又は検査の業務に従事したとき（同日中に従事した業務が汚泥処理業務等手当乙額の支給の対象となるときを除く。）。	20 千円	従事した日１日につき乙額１４０円
災害応急作業等派遣手当	災害対策基本法第２条第１号に掲げる災害が発生した国内の本市の区域以外の地域（以下「災害発生地域」という。）に派遣され、災害応急対策又は災害復旧のための作業の業務（本市と当該災害発生地域との間及び当該災害発生地域における車両等の運転の業務を含む。）に従事したとき（当該災害発生地域を管轄する他の地方公共団体から当該業務に対する給与その他の給付の支給を受けるときを除く。）。	－千円	従事した日１日につき９１０円（ただし、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 63 条第１項に規定する警戒区域その他これに類する区域等において当該業務に従事したときは、1,820 円）

オ　時間外勤務手当

支給実績（平成３０年度決算）	１１９，０８６千円
職員１人当たり平均支給年額（平成３０年度決算）	３８８，４９７　円
支給実績（平成２９年度決算）	１１４，９０５千円
職員１人当たり平均支給年額（平成２９年度決算）	３０２，３８３　円

（注）　時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

（注２）　職員１人あたり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成３０年度（平成２９年度）決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ　その他の手当（平成３１年４月１日現在）

手当名	内容（支給対象等）	手当額又は支給率	一般行政職との異同	異なる内容	支給実績（平成３０年度決算）	支給職員１人当たり平均支給年額（平成３０年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。	・配偶者　9,800 円 ・子　9,000 円 ・父母等　7,000 円 ・配偶者のない職員の扶養親族としての子のうち１人　10,700 円 ・配偶者及び扶養親族としての子がない職員の父母等のうち１人　8,700 円 ・15 歳以上 22 歳未満の加算　5,000 円	同じ	―	45,421 千円	243,219 円

手当名	内容（支給対象等）	手当額又は支給率	一般行政職との異同	異なる内容	支給実績（平成３０年度決算）	支給職員１人当たり平均支給年額（平成３０年度決算）
住居手当	自ら居住するため住宅を借り受け、家賃等を支払っている職員に支給する。	・31 歳未満 23,900 円 ・31 歳以上 40 歳以下 16,500 円 ・41 歳以上 12,300 円	同じ	―	14,597 千円	214,400 円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とする職員、自動車等を使用することを常例とする職員に支給する。	・交通機関を利用の場合は 55,000 円を限度とし運賃相当額。 ・自動車等を使用の場合は距離に応じて 2,000 円～31,600 円 ・併用の場合は 55,000 円を限度とし、両方を加算した金額。	同じ	―	50,706 千円	130,167 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時まで勤務する職員に支給する。	勤務１時間当たりの給与額 ×100分の25 ×勤務時間（実働時間）	同じ	―	9,571 千円	197,155 円
管理職手当（国では俸給の特別調整額）	管理又は監督の地位にある者に支給する。	職位に応じて、 73,700円～111,300円	同じ	―	29,942 千円	968,500 円

(4)　自動車運送事業

① 職員給与費の状況

ア　決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B／A	（参考） 平成２９年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成３０年度	9,004,801 千円	525,895 千円	3,909,363 千円	43.4 ％	41.1 ％

区　分	職員数 A	給　　与　　費				(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)政令指定都市平均一人当たり給与費
		給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計　B		
平成３０年度	487人	1,861,820 千円	1,202,925 千円	844,618 千円	3,909,363 千円	8,027 千円	7,228 千円

（注）職員手当には退職給与金を含みません。

イ　特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成３１年４月１日現在）

区　分	平均年齢	基本給	平均月収額
自動車運送事業	49.0歳	377,054円	516,878円
政令指定都市平均（バス事業）	48.0歳	346,785円	588,659円

（注１）　基本給は、「給料」「扶養手当」「地域手当」の合算額です。

（注２）　平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

（うちバス事業運転手）

区　分	公　務　員				民　間			参　考
	平均年齢	職員数	基本給	平均月収額 （A）	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均月収額 （B）	A／B
川崎市	51.2歳	343人	373,131円	511,501円	営業用バス運転手	50.6歳	475,000円	1.09
政令指定都市平均	48.4歳	508人	336,988円	577,838円	―	―	―	―

区　分	参　考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民　間（D）	C／D
川崎市	619,8408円	5,699,900円	1.09

（注１）　民間データは、「賃金構造基本統計調査」において公表されているデータを使用しています。（平成２８～３０年の３ケ年平均）

（注２）　民間の類似職種との比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

（注３）　平均月収額には、期末・勤勉手当（民間は年間賞与）等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当

自動車運送事業	普通会計関係
１人当たり平均支給額（平成３０年度） １，６８２，５０７円	１人当たり平均支給額（平成３０年度） １，８７２，７５４円
（平成３０年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.60 月分　1.85 月分 （1.45 月分）　（0.90 月分）	（平成３０年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.60 月分　1.85 月分 （1.45 月分）　（0.90 月分）
（加算措置の状況） ・役職加算　５～２０％ ・管理職加算　管理職手当の月額又は給料月額の１０～１５％に相当する額	（加算措置の状況） ・役職加算　５～２０％ ・管理職加算　管理職手当の月額又は給料月額の１０～１５％に相当する額

（注１）（　）内は、再任用職員に係る支給割合です。

（注２）　普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

イ　退職手当（平成３１年４月１日現在）

区　分		自動車運送事業		普通会計関係	
		自己都合	定年・勧奨	自己都合	定年・勧奨
支給率	勤続２０年	１９．５７９月	２６．１９４月	１９．５７９月	２６．１９４月
	勤続２５年	２８．４７９月	３６．４４４月	２８．４７９月	３６．４４４月
	勤続３５年	４０．２７９月	４７．７０９月	４０．２７９月	４７．７０９月
	最高限度額	４７．７０９月	４７．７０９月	４７．７０９月	４７．７０９月
定年前早期退職者に対する加算措置		退職時給料月額を２～２０％加算する。		退職時給料月額を２～２０％加算する。	
定年・勧奨退職した職員 一人当たりの平均支給額		平成３０年度 １，６３０万円		平成３０年度 ２，１１３万円	

（注１）退職手当の１人当たり平均支給額は、平成３０年度に退職した職員に支給された平均額です。

（注２）　普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

ウ　地域手当（平成３１年４月１日現在）

支給実績（平成３０年度決算）			３１２，９９０千円
支給職員１人当たり平均支給年額（平成３０年度決算）			６２２，２４６　円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
川崎市	１６％	５０３人	１６％

エ　特殊勤務手当（平成３１年４月１日現在）

支給総額（平成３０年度決算）				１３，１７８千円
支給職員１人当たり平均支給年額（平成３０年度決算）				３７，５４５　円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成３０年度）				６９．７８%
手当の種類（手当数）				１種類
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（平成３０年度決算）	左記職員に対する支給単価
中休手当	常時乗合自動車に乗務する職員	中休勤務に従事したとき	13,178千円	１０分につき２５円

オ　時間外勤務手当

支給実績（平成３０年度決算）	７１５，５１１千円
職員１人当たり平均支給年額（平成３０年度決算）	１，５１９，１３２　円
支給実績（平成２９年度決算）	７２０，５０３千円
職員１人当たり平均支給年額（平成２９年度決算）	１，４７３，４２１　円

（注１）　時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

（注２）　職員１人あたり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成３０年度（平成２９年度）決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ　その他の手当（平成３１年４月１日現在）

手当名	内容（支給対象等）	手当額又は支給率	一般行政職との異同	異なる内容	支給実績（平成３０年度決算）	支給職員１人当たり平均支給年額（平成３０年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。	・配偶者　9,800円 ・子　9,000円 ・父母等　7,000円 ・配偶者のない職員の扶養親族としての子のうち １人　10,700円 ・配偶者及び扶養親族としての子がない職員の父母等のうち １人　8,700円 ・15歳以上22歳未満の加算　5,000円	同じ	―	77,651千円	243,420円
住居手当	自ら居住するため住宅を借り受け、家賃等を支払っている職員に支給する。	・30歳以下 23,900円 ・31歳以上40歳以下 16,500円 ・41歳以上 12,300円	同じ	―	11,526千円	169,513円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用しその運賃等を負担することを常例とする職員、自動車等を使	・交通機関を利用の場合は55,000円を限度とし運賃相当額。 ・自動車等を使用の場合は距離に応じて	同じ	―	33,336千円	77,889円

手当名	内容（支給対象等）	手当額又は支給率	一般行政職との異同	異なる内容	支給実績（平成３０年度決算）	支給職員１人当たり平均支給年額（平成３０年度決算）
	用することを常例とする職員に支給する。	2,000円～31,600円 ・併用の場合は55,000円を限度とし、両方を加算した金額。				
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時まで勤務する職員に支給する。	勤務１時間当たりの給与額 ×100分の25 ×勤務時間（実働時間）	同じ	―	22,326千円	58,599円
管理職手当（国では俸給の特別調整額）	管理又は監督の地位にある者に支給する。	職位に応じて、 73,700円～111,300円	同じ	―	16,405千円	1,025,325円

(5)　病院事業

①　職員給与費の状況

ア　決算

区 分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B／A	（参考） 平成２９年度の総費用に占める職員給与費比率
平成３０年度	32,285,518 千円	869,877 千円	12,388,988 千円	38.4 %	38.7 %

（注）資本勘定支弁職員に係る職員給与費 25,684 千円を含みません。

区　分	職員数 A	給　与　費				(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)政令指定都市平均一人当たり給与費
		給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計　B		
平成３０年度	1,387 人	4,852,076 千円	3,605,941 千円	2,249,121 千円	10,707,137 千円	7,720 千円	7,257 千円

（注）職員手当には退職給与金を含みません。

イ　特記事項

なし

②　職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成３１年４月１日現在）

	職種	平均年齢	基本給	平均月収額
病院事業	医師	44.5歳	550,745円	1,683,468円
	看護師	35.4歳	307,685円	580,715円
	事務職員	43.1歳	401,817円	778,054円
政令指定都市平均	医師	46.0歳	557,430円	1,388,888円
	看護師	37.7歳	297,621円	479,046円
	事務職員	41.6歳	358,456円	573,039円

（注１）　基本給は、「給料」「扶養手当」「地域手当」の合算額です。

（注２）　平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当

病院事業	普通会計関係
１人当たり平均支給額（平成３０年度） １，６２０，６１２円	１人当たり平均支給額（平成３０年度） １，８７２，７５４円
（平成３０年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.60月分　1.85月分 （1.45月分）　（0.90月分）	（平成３０年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.60月分　1.85月分 （1.45月分）　（0.90月分）
（加算措置の状況） ・役職加算　５～２０％ ・管理職加算　管理職手当の月額	（加算措置の状況） ・役職加算　５～２０％ ・管理職加算　管理職手当の月額又は給料月額の１０～１５％に相当する額

（注１）（　）内は、再任用職員に係る支給割合です。

（注２）　普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

イ　退職手当（平成３１年４月１日現在）

区　分		病院事業		普通会計関係	
		自己都合	定年・勧奨	自己都合	定年・勧奨
支給率	勤続２０年	１９．５７９月	２６．１９４月	１９．５７９月	２６．１９４月
	勤続２５年	２８．４７９月	３６．４４０月	２８．４７９月	３６．４４０月
	勤続３５年	４０．２７９月	４７．７０９月	４７．７０９月	４７．７０９月
	最高限度額	４７．７０９月	４７．７０９月	４７．７０９月	４７．７０９月
定年前早期退職者に対する加算措置		退職時給料月額を２～２０％加算する。		退職時給料月額を２～２０％加算する。	
定年・勧奨退職した職員一人当たりの平均支給額		平成３０年度 １，９６８万円		平成３０年度 ２，１１３万円	

（注１）退職手当の１人当たり平均支給額は、３０年度に退職した職員に支給された平均額です。

（注２）普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

ウ　地域手当（平成３１年４月１日現在）

支給実績（平成３０年度決算）		８１０，２３０千円	
支給職員１人当たり平均支給年額（平成３０年度決算）		５８３，７３９　円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
川崎市	１６％	1,364人	１６％

エ　特殊勤務手当（平成３１年４月１日現在）

支給総額（平成３０年度決算）	６９０，３０３千円
支給職員１人当たり平均支給年額（平成３０年度決算）	５８０，５７５　円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成３０年度）	８５．８％
手当の種類（手当数）	１０種類

手当の名称		主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（平成３０年度決算）	左記職員に対する支給単価
医務等従事手当	(1)	病院局に勤務する助産師及び看護師(准看護師を含む。以下同じ。)		690,303千円	月額８，０００円
	(2)	病院に勤務する栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士、マッサージ師及び視能訓練士並びに社会福祉職及び心理職のうち医療社会事業の業務に従事する職員			月額２，０００円
夜間看護手当		病院に勤務する助産師及び看護師	正規の勤務時間の一部又は全部が深夜において行われる看護等の業務に従事したとき		勤務１回につき７，２００円 ただし､その勤務に含まれる深夜(午後１０時から翌日の午前５時までの間をいう。以下同じ。)における勤務時間が２時間以上６時間未満の場合は４，５００円とし､２時間未満の場合は３，６００円とする。
感染症病原体接触手当		医師	感染症病棟患者の診療の業務又は感染症の病原体により汚染され、又は汚染された疑いがある検体の試験若しくは検査の業務		従事した日１日につき１４０円 ただし､1回の勤務が2暦日にわたる場合のうち従事した日の勤務時間が２時間未満のときは、支給しない
		看護師	感染症病棟患者の看護業務		
		臨床検査技師	感染症の病原体により汚染され、又は汚染された疑いがある検体の試験若しくは検査の業務又は当該試験若しくは検査において使用した器具の洗浄の業務		
		臨床工学技士	感染症病棟患者の診療等に使用する生命管理維持装置の操作等の業務		
		ハウスキーパー及び業務職	感染症の病原体により汚染され、若しくは汚染された疑いがある検体の試験若しくは検査において使用した器具の洗浄の業務又は感染症病棟内の清掃若しくは感		

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （平成３０年度決算）	左記職員に対する支給単価
		染症病棟患者の着衣類若しくは汚物の消毒の業務		
精神病患者等入院業務手当	精神病患者の入院又は感染症患者の入院のための移送に係る業務に従事する職員	精神病患者の入院又は感染症患者の入院のための移送に係る業務		１件につき１４０円
放射線接触手当	放射線を人体に対して照射する業務等に従事する職員	放射線を人体対してに照射する業務等		従事した日１日につき２５０円 ただし、1回の勤務が2暦日にわたる場合のうち従事した日の勤務時間が２時間未満のときは、支給しない
救急患者診療手当	病院に勤務する医師又は歯科医師（以下「医師等」という。）（複数の医師等が従事した場合にあっては、主として従事した医師等に限る。）	夜間休日（月曜日から金曜日までの午前８時30 分から午後５時までを除く時間帯をいう。以下同じ。）における救急の外来患者の診療に従事したとき		１件につき 1,000 円 ただし、緊急入院手当が支給されるとき、又は分娩手当が支給されるときは、支給しない
緊急入院手当	(1) 病院に勤務する医師等（複数の医師等が従事した場合にあっては、主として従事した医師等に限る。）	救急の外来患者の診療に従事し、当該診療に係る患者の入院の指示を行ったとき（当該患者の緊急入院受入れ（夜間休日における入院の受入れをいう。以下同じ。）が行われた場合に限る。）		１件につき 5,000 円 ただし、緊急入院手当(２)が支給されるとき、又は分娩手当が支給されるときは、支給しない
	(2) 病院に勤務する医師等（複数の医師等が従事した場合にあっては、主として従事した医師等に限る。）	緊急入院受入れを行ったとき		１件につき5,000円 ただし、分娩手当が支給されるときは、支給しない
待機手当	病院に勤務する医師等（病院長が別に定める診療科等に勤務する医師等に限る。）	次に掲げる区分に従い、緊急の診療、処置又は手術に対応するために自宅等において待機をしたとき ア　午後５時から翌日の午前８時 30 分まで イ　午前８時 30 分から午後５時まで（日曜日及び土曜日並びに休日に限る。）		１回につき 2,000 円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成３０年度決算)	左記職員に対する支給単価
分娩手当	病院に勤務する医師（複数の医師が従事した場合にあっては、主として従事した医師に限る。）	分娩業務に従事したとき		１件につき 10,000 円 ただし、多胎分娩の場合は、１件とする
管理職員診療等業務手当	病院に勤務する医師等（管理職員に限る。）	正規の勤務時間外又は休日等に診療その他の管理者が別に定める業務に従事したとき		１時間につき 5,000 円

オ　時間外勤務手当

支給実績（平成３０年度決算）	１，０６７，５５６千円
職員１人当たり平均支給年額（平成３０年度決算）	１，０３５，４５７　円
支給実績（平成２９年度決算）	１，０４０，３２２千円
職員１人当たり平均支給年額（平成２９年度決算）	１，０４８，７１２　円

（注１）　時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

（注２）　職員１人あたり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成３０年度（平成２９年度）決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ　その他の手当（平成３１年４月１日現在）

手当名	内容（支給対象等）	手当額又は支給率	一般行政職との異同	異なる内容	支給実績 (平成３０年度決算)	支給職員１人当たり平均支給年額 (平成３０年度決算)
初任給調整手当	採用による欠員の補充が困難と認められる職で川崎市病院局企業職員初任給調整手当支給規程に定める者に支給する。	208,900 円の範囲内	異なる	期間及び月額	402,267 千円	2,139,717 円
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。	・配偶者　9,800 円 ・子　9,000 円 ・父母等　7,000 円 ・配偶者のない職員の扶養親族としての子のうち １人　10,700 円 ・配偶者及び扶養親族としての子がない職員の父母等のうち １人　8,700 円 ・15 歳以上 22 歳未満の加算　5,000 円	同じ	―	68,972千円	246,329円
住居手当	自ら居住するため住宅を借り受け、家賃等を支払っている職員に支給する。	・30 歳以下 23,900 円 ・31 歳以上 40 歳以下 16,500 円	同じ	―	88,725千円	235,971円

手当名	内容（支給対象等）	手当額又は支給率	一般行政職との異同	異なる内容	支給実績 （平成３０年度決算）	支給職員１人当たり 平均支給年額 （平成３０年度決算）
		・41 歳以上 12,300 円				
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用しその運賃等を負担することを常例とする職員、自動車等を使用することを常例とする職員に支給する。	・交通機関を利用の場合は 55,000 円を限度とし運賃相当額。 ・自動車等を使用の場合は距離に応じて 2,000 円～31,600 円 ・併用の場合は 55,000 円を限度とし、両方を加算した金額。	同じ	―	156,106千円	125,892円
休日勤務手当		勤務１時間当たりの給与額×100 分の 135×勤務した正規の勤務時間	同じ	―	149,856千円	507,985円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給する。	勤務１時間当たりの給与額×100分の25 ×勤務時間（実働時間）	同じ	―	135,321千円	179,948円
宿日直手当	宿日直をした場合に支給する。	・勤務１回につき 6,000 円 ・５時間以下の勤務は 3,000 円	同じ	―	0千円	0円
管理職手当（国では俸給の特別調整額）	管理又は監督の地位にある者に支給する。	職位に応じて、 73,700円～145,100円	同じ	―	148,603千円	1,151,963円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受けている職員が、週休日等に臨時若しくは緊急の必要等により勤務した場合又は災害への対処その他の臨時若しくは緊急の必要により週休日等以外の日の午前０時から午前５時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に支給する。	役職・勤務時間等に応じて 8,000 円～12,000 円 （ただし、勤務時間が4時間以下の場合は その金額に100分の50を、6時間を超える場合は100分の150を乗じて得た額）	同じ	―	0千円	0円